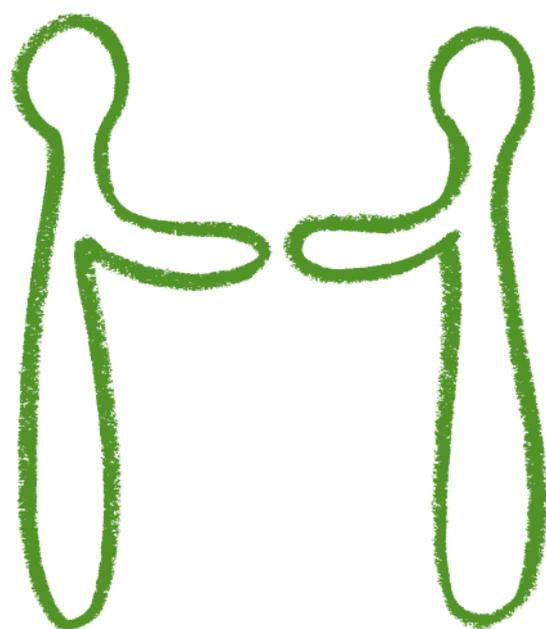


農業の成長産業化に向けた プロ農業経営者からの提言



エイチ エー ジー
H · A · G
Hot Agriculture Group

平成27年6月17日
公益社団法人 日本農業法人協会

《目次》

はじめに	1
提言Ⅰ：農業法人の経営発展に資する施策の充実	2
1 農地中間管理機構のフル活用による農地集積の加速化	2
(1) 円滑な農地流動化に向けた制度の周知徹底と公募期間の柔軟な設定【新規】	2
(2) プロ農業経営者(受け手)間における調整と連担化の推進【新規】	2
(3) 農地集積を促進するための支援策拡充と関係機関との連携強化【継続】	2
(4) 再生産可能な地代の設定【新規】	2
(5) 農地情報の共有化と地域間の連携支援【新規】	3
2 経営の多角化(6次産業化等)の推進による所得増加とリスクの周知について	3
(1) 6次産業化に伴う経営リスクの周知徹底と支援体制の整備【継続】	3
(2) 農商工連携による市場規模拡大と輸出対策【新規】	3
3 中・外食による農産物の原料・原産地表示と国産農産物の消費拡大【新規】	3
4 農畜産物の輸出拡大と東京五輪に向けた対策	4
(1) 農畜産物の輸出拡大に向けた対策	4
①輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続】	4
②輸出機会の創出と海外事業展開の実施【継続】	4
③輸出支援・物流拠点の構築による物流コスト削減【継続】	4
④輸出とリンクした6次産業化・農商工連携の推進と輸出拠点の創設【新規】	4
(2) 東京五輪への国産農畜産物の活用【新規】	4
5 プロ農業経営者の経営発展に資する金融・規制改革・税制改正	5
(1) 事業性評価に基づく円滑な資金調達の仕組み構築【新規】	5
(2) 経営発展に資する規制改革	5
①農業生産法人の要件見直しについて【新規】	5
②6次産業関連施設を農業用施設とすること【継続】	5
(3) 経営の発展に資する税制改正	5
①消費税の単一税制の維持と現物給付による逆進性緩和措置【継続】	5
②農業用施設用地の固定資産評価の適正化と農地転用手続き簡素化【継続】	6
6 スマート農業実現による経営効率の向上と燃油・資材高騰対策	6
(1) スマート農業の実現による経営効率の向上【新規】	6
(2) 農業機械・生産資材のコスト削減対策強化	6
①農業機械のコスト低減・部品の共通化の推進【新規】	6
②経済界との連携による経営効率向上と先端モデル事業の制度拡充【継続】	7
③生産資材等のコスト高騰対策と効率化(コスト削減)に向けた取組み【新規】	7
④物流・保管コスト削減と既存の卸売市場等の有効活用【継続】	7
提言Ⅱ：耕畜連携による飼料用米の生産振興	8
1 畜産法人と稲作法人との連携推進【新規】	8
2 畜産法人による飼料用米の調達を安定化させるための措置【新規】	8
3 稲作法人の経営安定に資する飼料用米生産基盤確立のための措置【新規】	8
4 飼料用米の生産振興を図る生産・流通システムの構築【新規】	8
提言Ⅲ：担い手及び従業員の育成・確保に向けた施策	9
1 経営の法人化と雇用就農者などの担い手確保に向けた対策【新規】	9
2 従業員の確保・育成のための施策の実施	9
(1) 一定基準以上の農業法人等を対象とした農の雇用事業の期間延長【継続】	9
(2) 人材育成・キャリア形成を促す仕組みの構築	10
①従業員のキャリア形成と階層別の研修体制の整備【新規】	10
②従業員の定着を図るための雇用環境整備と支援策の充実【新規】	10
③農業法人等の正社員の位置付けの明確化【継続】	10

(3) 労働安全衛生教育の徹底による農作業事故の予防【新規】	11
3 認定農業者制度の見直しについて	11
(1) 認定農業者制度の再認定基準の厳格化【継続】	11
(2) 都道府県・市町村域を超えたプロ農業経営者の認定制度創設【継続】	11
4 外国人技能実習制度の拡充による国際貢献【継続】	11
提言Ⅳ：経営所得安定対策と営農類型別の施策	12
1 新たな経営所得安定対策としての収入保険制度の制度設計について	12
(1) コスト増加と内外価格差拡大時の影響緩和措置の構築【継続】	12
(2) 提出書類・保険金の試算簡素化とプロ農業経営者の意見反映【新規】	12
2 営農類型別の経営対策	12
(1) 稲作・畑作経営に関する対策	12
①生産調整の見直しについて【継続】	12
②主食用米の安定取引確保に向けた価格形成【新規】	12
③ナラシ対策の「標準的収入」の仕組みの改正【新規】	13
(2) 野菜・花卉・施設型経営に関する対策	13
①野菜作経営に対する経営安定対策【継続】	13
②花卉経営に対する経営安定対策【新規】	13
(3) 果樹・薬用作物経営に関する対策	13
①果樹経営に対する経営安定対策【新規】	13
②薬用作物に対する経営安定対策【継続】	14
(4) 畜産経営に関する対策	14
①配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】	14
②自給飼料基盤の構築【継続】	14
提言Ⅴ：震災復興と災害対策の充実	14
1 東日本大震災からの震災復興の推進	14
(1) 農業振興に係る復興対策の推進と特例措置の延長	14
①農業振興に係る復興対策の更なる推進【継続】	14
②東日本大震災の特例制度等の期限延長【新規】	15
(2) 原子力発電所事故の風評被害等の払拭と農地等の有効活用	15
①東京電力に対する指導徹底と風評被害払拭のための取組み【継続】	15
②実証実験フィールドとしての除染農地の有効活用【新規】	15
2 災害等の発生時における迅速な対応【継続】	15
提言Ⅵ：地方創生の実現に向けた地域政策の実施	16
1 農の公益機能の位置付け明確化—農業・農村は国民共有の財産—【継続】	16
2 日本型直接支払制度の見直しと優良事例の横展開【継続】	16
3 地域エネルギー自給率向上と資源循環型社会の構築	17
(1) 地域資源の活用による地域エネルギー自給率向上【新規】	17
(2) 持続可能な地域社会の構築と鳥獣被害対策等の推進【新規】	17
4 都市農業振興基本法による都市農業の振興【継続】	17
5 健全な農村コミュニティの構築と地域振興の専門家派遣【新規】	17
提言Ⅶ：経営の法人化推進と経営継承対策の促進・支援組織の機能強化	18
1 法人設立の支援体制の強化とプロ農業経営者の活用	18
(1) 法人設立相談窓口設置・全国農業経営支援ネットワークの立ち上げ【継続】	18
(2) 法人設立初期の経営支援策と大規模農家への育成【継続】	18
2 農業経営継承支援策の充実【新規】	18
3 法人の経営再建・再生とM&A対策	19
(1) 経営再建・再生とM&Aに対応する相談窓口の設置【新規】	19
(2) 「ベンチャー投資促進税制」の拡充による再建・再生投資促進【新規】	19
【新規】平成27年度新たに要望する事項 【継続】過去に同様の政策提言等を実施している事項	

農業の成長産業化に向けた プロ農業経営者からの提言

はじめに

農業の競争力強化・成長産業化を図るためには、農地集積を急速に推し進め、経営規模の拡大・効率化を促すことが必要不可欠であり、そのためにも経営感覚に優れた法人経営などの担い手を育成・確保することで農業の構造改革を促進させることが必要である。

この農業は、自然条件によって大きく左右され、生産サイクルも季節や立地の影響を大きく受ける産業である。特に近年は、平成 25 年度の関東甲信地域を中心に発生した記録的豪雪などの異常気象や各地域での火山活動の活発化による降灰等の自然災害が多く発生するなど、農業経営に大きな影響を与えている。

また、農業は、土地を巡る様々な制度や慣習（農地制度、水利利用など）と密接なかわりを持ち、地域に根付いた産業としての一面を有しており、地方創生を担う重要な産業である。

一方で、連日のように T P P 交渉に関する報道がなされているが、こうした経済連携協定を締結することで、農業法人などの専業経営が大きな打撃を被り廃業等を余儀なくされることのないよう、衆参両院の国会決議を順守するとともに、速やかな情報開示を行い、国民的議論をより深化させることが必要である。

こうした中、国は、「日本再興戦略」等において、農業を成長産業に位置付け、農業・農村全体の所得倍増を達成するために、生産性の向上、6 次産業化、輸出拡大や農業法人を 5 万法人とすることを政策目標として設定し、様々な施策を実行に移している。

また、本年 3 月に閣議決定された、「食料・農業・農村基本計画」（以下、新たな基本計画という）において、「力強く持続可能な農業構造の実現に向けた担い手の育成・確保」として、「農業経営の法人化を推進する」ことが明記された。今後は、新たな基本計画で設定した目標等の実現のために具体的な施策を実施する仕組みを構築することが必要である。

この農業法人は、我が国の農業経営体の内、約 2% に過ぎないながらも、農業産出額は約 28%¹⁾ を占めており、食料供給や多面的・公益機能の維持という大きな役割を担っている。

我が国の農業経営体の総数は減少傾向にあるが、農業法人は増加傾向にあることから、農業法人が果たす役割は大きくなることを見込まれている。今後は、経営感覚に優れた担い手の確保・育成を図ることで、地域において農業法人が中核となり、農村地域を守るシステムを構築することが必要となる。

当協会は、我が国農業経営の先駆者たる農業法人等（以下、プロ農業経営者）が結集し、経営確立・発展のための活動を進めることにより、農業・農村の発展と国民生活の向上に寄与することを目的として設立された。農業を「農地・水・空気などの地域資源を活用して生産から加工流通、体験交流までを包含する生命創業産業」ととらえ、経営改善と地域貢献に努めて、地域農業の牽引者たる自覚を持って経営革新に取り組んでいる。

我々プロ農業経営者は、こうした役割や現状を認識し、現場で主役となる担い手の経営体質強化を図ることこそが最重要かつ喫緊の課題と認識している。

今後、経営感覚の優れた担い手を確保・育成し、自立した農業経営確立を図るために関係政策等を早急に整備・実現するよう以下の通り提言する。

提言 I：農業法人の経営発展に資する施策の充実

1 農地中間管理機構のフル活用による農地集積の加速化

(1) 円滑な農地流動化に向けた制度の周知徹底と公募期間の柔軟な設定【新規】

農地中間管理機構（以下、機構という）による農地集積を円滑に進めるためにも、制度の趣旨や仕組みを受け手と出し手の双方に周知することが必要である。特に、出し手については制度の周知が十分に図られていないという声が良く聞かれている。担い手への農地の集積を図るためにも、人・農地プランでの話し合い等を通じて、出し手となりうる農業者の農地を機構で集積できる仕組みを構築することが必要である。特に不在地主の場合、地域の話し合いの場への参加や制度の仕組みに対する関心は高くない。そうした農地所有者への周知徹底を図ることが必要である。

また、稲作等の営農期間が限定されている農業法人等の場合、農地の賃借権（利用権）設定に係る協議の時期が農閑期（冬季）に限られていることから、機構による農地の募集期間等を画一的に設定するのではなく、受け手と出し手の農地の賃借が円滑に図られるように、公募期間等を柔軟に設定することが必要である。

(2) プロ農業経営者(受け手)間における調整と連担化の推進【新規】

プロ農業経営者等の担い手は、機構の公募に受け手として多くが応募している。一方で、分散錯圃を解消し、コスト削減、経営効率の向上を果たすためには、プロ農業経営者等の担い手同士で農地の利用権を交換する取組みも推進することが必要である。機構はそうした地域の担い手間の調整も含めて農地集積の取組みを実施することが必要である。

また、出し手が農地を機構に賃貸した場合には、集積を促進するためにも、大規模経営体や隣接する農地を耕作している農業者を中心に受け手を選定することが必要である。

一方、農地集積の調整に当たっては、地域の間人関係などからプロ農業経営者等が直接農地所有者等と調整することが困難な場合があることから、行政などの働きかけを強化してもらいたい。

(3) 農地集積を促進するための支援策拡充と関係機関との連携強化【継続】

受け手の農業者にとって機構を通じて面的集積（連担化）をした場合、機械・作業体系の問題から、急激な規模拡大などに対応することは困難である。

こうしたことから、規模拡大交付金制度の創設や地域集積協力金の積極的な圃場整備などへの活用を進めプロ農業経営者の面的集積を促進すること。

また、現場でプロ農業経営者及びその組織が農地を集積するための取組み（出し手の農業者への働きかけなど）に対する支援や手続きの簡素化（提出書類の簡素化など）、土地改良区や農業委員会などとの連携を強化することが必要である。

(4) 再生産可能な地代の設定【新規】

機構が設定する地代や賃貸借期間は、受け手の経営に大きな影響を与える事項である。地代設定に当たっては、公的な組織である機構が決める地代が地域の標準的なものとなる可能性が高い。地代の算出根拠などに透明性を持たせるとともに、受け手の意見に配慮した上で再生産可能となる適切な水準の地代に設定すること。

なお、現在の地代について一部地域ではその年の農協が公表する米の概算金をベースとして地代を設定（1 俵/反など）していたり、物納など農産物販売価格と連動した運用を行っている地域もある。こうした地域の実情を勘案し、農産物販売価格と連動した地代設定も柔軟に実施するべきである。

(5) 農地情報の共有化と地域間の連携支援【新規】

担い手が不足している中山間地域等においては、離農を防止することで農地の維持を図ることが必要である。しかし、地域によっては集落内で担い手を確保することが困難な場合もある。こうしたことから、近隣集落等と農業法人等が緊急時に耕作等を行う互助協定などの経営協定を締結するなど、農地の維持を図る取組み構築に対する支援（ソフト面）を行うことが必要である。

また、こうした近隣集落等に対して、農業法人等の従業員などを派遣し、地域の農地を保全するための活動を推進することが有効であり、機構等がそうした連携に対する支援等を実施するべきである。

2 経営の多角化(6次産業化等)の推進による所得増加とリスクの周知について

(1) 6次産業化に伴う経営リスクの周知徹底と支援体制の整備【継続】

日本再興戦略では、6次産業の市場規模を現在の約1兆円から平成32年には10兆円規模まで拡大させることが政策目標として設定された。

経営の6次産業化(多角化)の目的は、付加価値を向上させ、農家所得の増加を図ることである。一方で、加工技術の習得や在庫リスク、直接販売による貸倒リスクなどが発生し、経営リスクは高まることを見込まれる。こうした経営リスクについても周知すると共に経営全体をサポートした上で、6次産業化を推進することが必要である。

各農業者がこのようなリスクを的確に把握した上で、経営の多角化を検討するべきであり、国は6次産業化による成功事例だけではなく、失敗事例も同時に紹介することで経営リスクを広く周知する必要がある。

また、6次産業化サポートセンターについては、専門家を派遣するだけでなく、食品加工・流通業者とのネットワーク化や協働できる環境整備を構築することで、農業法人等の6次産業化を推進することが必要である。

(2) 農商工連携による市場規模拡大と輸出対策【新規】

経営の6次化を推進するためには、既往の食品加工業者と連携する農商工連携等の取組みも推進させることで、市場規模の拡大を図ることも必要である。

また、国産農畜産物の輸出拡大を見据えた場合、農畜産物等の一次産品では、輸送期間や検疫等の面から限界がある。こうしたことから、6次産業化や農商工連携については、輸出に向けた対策としても位置付けて推進することが必要である(提言Iの4の(1)と関連)。

3 中・外食による農産物の原料・原産地表示と国産農産物の消費拡大【新規】

食の安心・安全に関する消費者の関心が高まる中で、安全な食料品の提供が重要となっている。一方で、ライフスタイルの変化から食の外部化が進む中で、中・外食産業等を活用する消費者は増加傾向にある。

しかし、現行の原料・原産地表示は、加工度の低い一部の品目が対象となっていることから、消費者が誤った認識で食料を購入している可能性がある。

こうしたことから、原産地表示に係るコスト負担や現場での混乱が生じないように十分な配慮を行った上で、原産地表示の情報充実や適切な表示の推進をすることが必要である。なお、こうした取組みを行う際には、消費者に日本農業の必要性や素晴らしさを訴えた上で、国産農畜産物の消費拡大をより強力に進めることも併せて実施することが必要である。

なお、平成27年度より表示が可能となった、機能性表示食品制度については、制度の普及を図るとともに、農業法人等の事業者に分かりやすく、活用しやすい制度とする

ことが必要である。

4 農畜産物の輸出拡大と東京五輪に向けた対策

(1) 農畜産物の輸出拡大に向けた対策

①輸入規制解除・検疫の簡素化と輸出可能国の拡大【継続】

一部の国や地域に残る原発事故に伴う輸入規制により、日本の農畜産物の輸出そのものが出来ない事態が未だ続いている。今後の日本の農畜産物の輸出拡大を行う際の障壁となっている原発事故等による輸入規制については、科学的な知見に基づき早期解除を行うようにしてもらいたい（提言Ⅴの1の(2)と関連）。

また、新たな海外マーケットの開拓に向けて、動植物検疫協議を積極的に進め、輸出検疫体制の充実に努める必要がある。

②輸出機会の創出と海外事業展開の実施【継続】

海外の有力なデパート・小売店等に常設のアンテナショップを設け、ニーズの把握や商談実務の支援を行うことで、その地域における中心的な日本産農産物の販売拠点とすることが可能となる。

また、JAS有機農産物の輸出拡大に向けた仕組みづくりや欧米で注目されるグルテンフリー食品への対応など、日本国内での認証制度の充実と認証取得の支援を図り、海外市場の開拓に直結する仕組みづくりを急ぐ必要がある。

③輸出支援・物流拠点の構築による物流コスト削減【継続】

国内の主要空港・港湾地区に、輸出検疫をはじめとする貿易手続きなどの総合的な輸出実務を担う拠点を設置することで、国内販売に近い流通体制を実現することが可能となる。

また、物流コストの削減には、混載やまとまったロットによる輸送方法が有効である。特に、混載輸送では手続きが複雑になることから、手続きの簡素化や迅速化が求められる。

④輸出とリンクした6次産業化・農商工連携の推進と輸出拠点の創設【新規】

農畜産物の中には、鮮度保持や付加価値を付与することは難しく、輸出には限界がある品目も存在している。こうしたことから、6次産業化や農商工連携による日本農産物を使用した加工食品について、輸出とリンクした取組みを推進することが必要である（提言Ⅰの2と関連）。

また、オランダのフードバレーなどの諸外国の事例を研究した上で、日本版のフードバレーを構築するための拠点づくりを推進すること。

なお、こうした取組みを進める際には、日本で設立されグローバル企業となった大企業等の経済界の経験やノウハウを活用することで、諸外国とは異なる取組みを実施することが必要である。

(2) 東京五輪への国産農畜産物の活用【新規】

平成32年に開催される東京オリンピック・パラリンピックは、大きな経済的効果の発揮が見込まれており、世界に日本の権威を示す重要なものである。

こうした国際的なイベントに際し、選手等への“おもてなし”として日本の安心・安全で高品質な農畜産物を提供することにより、日本の農畜産物の国際的評価を高める一助になることから、東京オリンピック・パラリンピックにおいて国産食材を提供するため規格等を早期に示し、その生産・供給体制等の整備を進めることが必要である。

5 プロ農業経営者の経営発展に資する金融・規制改革・税制改正

(1) 事業性評価に基づく円滑な資金調達の仕組み構築【新規】

高齢化による担い手不足や農地中間管理機構による農地の集積に伴い、プロ農業経営者の急激な規模拡大が進むことが考えられる。また、規模拡大や経営改善を図るために経営の多角化（6次化）や新たな事業展開（営農類型の転換など）をすることが必要となる。

規模拡大や新規事業等を開始する場合には、設備・運転資金に多額の資金が必要になる場合もあるが、一方で既存施設等の担保余力が乏しい場合には円滑な資金調達ができない場合がある。

こうした点から、保証や担保等に必要以上に依存するのではなく、農業法人等の持続可能性を含む事業性を評価した上で、実質無担保・無保証などによる出融資を行うことで、円滑な資金供給ができる仕組みを構築することが必要である。

また、今後も農業法人等の規模拡大が進むことが想定され、必要となる資金が多額に上がることが考えられることから、制度資金など限度額の拡充なども実施することが必要である。

(2) 経営発展に資する規制改革

①農業生産法人の要件見直しについて【新規】

今般の農地法の一部改正により、農業生産法人の農作業従事要件や議決権要件が緩和されることが予定されており、農業生産法人の事業拡大や出資を通じた資金調達の多様化などの経営発展に資することが見込まれる。

一方で、既往の農業生産法人は、農地の所有と農産物の生産を通じて地域の農地を農地として守ってきた。今回の農地法改正により、「農業生産法人」という呼称が、「農地所有適格法人」に変更される見込みであり、今後は農地所有の有無に議論が集中する恐れがある。

農地は、農地法にも明記されている通り、国民のための限られた資源であり、地域における貴重な資源である。こうした点からも、地域との調和に配慮した上で、農地を農地として活用し、農業生産を行うことをきちんと担保できる仕組みを作ることが必要である。

また、既存の「農業生産法人適格要件届出書」については、要件の確認だけでなく、経営状況がチェックできるようにするなど有効な活用を検討することが必要である。

②6次産業関連施設を農業用施設とすること【継続】

現在、農用地区域内の農業用施設は、耕作又は養畜の業務に必要な畜舎、温室、農機具格納庫や主として自らが生産する農産物を原材料として使用する製造・加工施設、販売施設等に限定されている。

国の6次産業化施策を推進させ、農業経営者の所得増大を図るためにも農家レストランや直売所等についても農業用施設に位置付ける要件緩和を行うこと。

特に農業者が行う6次産業化の推進に向けては、農業振興法と都市計画法の調整及び関連する法律に柔軟に対応できるように省庁間協議を行う体制を構築することが必要である。

(3) 経営の発展に資する税制改正

①消費税の単一税制の維持と現物給付による逆進性緩和措置【継続】

農業法人等の中には、地域農産物を集荷・販売しているものも多く、区分経理の方法によっては、免税事業者から農産物等を仕入・販売している場合の仕入額控除の対象外となり、納税負担が増加する可能性がある。

特に、地域の直売所等は委託販売方式を採用している場合が多く、地域の免税事業者が排除される可能性を有するなど様々な懸念が生じる可能性がある。

こうしたことから、消費税の軽減税率を導入するのではなく、単一税制を維持することが必要である。

なお、低所得者等の逆進性緩和措置としては、食料品の現物給付や食料品のみに使用できるバウチャー券（フードカード（仮称））を配布することなどにより、農業者の事務負担が生じないような措置を講じるなどの配慮を行うことで対応することが必要である。併せて、バウチャー券を使用する際には、国産農畜産物については、還付ポイントを付与するなどの措置も検討し、国産農畜産物の消費拡大にも寄与する仕組みを検討すべきである。

②農業用施設用地の固定資産評価の適正化と農地転用手続き簡素化【継続】

農業用施設用地の固定資産評価は、近傍農地価額に造成費が加算された金額となっており、造成を行っていない場合にも造成費が加算されたり、造成費が過大に見積もられたりするなどして実質的に宅地並みの評価額となっている場合がある。このため、農業用施設用地の評価について近傍農地価額から大きく乖離することのないよう、評価基準を定めるなどの措置を講ずる必要がある。

また、農業振興地域内で畜舎等を建設しようとした場合、農用地区域からの除外あるいは用途区分の変更が必要となるが、地域によっては申請等から許可がおりるまで長期間（2～3年）かかることもある。

認定農業者など既存の農業法人等については、畜舎建設などの建設に際して、農業振興地域内における、農業用施設の建設の申請・転用許可が円滑に行えるような仕組みを構築することが必要である。

6 スマート農業実現による経営効率の向上と燃油・資材高騰対策

（1）スマート農業の実現による経営効率の向上【新規】

経営効率の向上（作業日誌・事業計画等の書類作成の簡素化を含む）や労働力不足への対応として、ロボット技術やICT等を活用した新たな農業を実践することが必要である。

こうした取組みを実践するためには、共通プラットフォームを構築（汎用化）し、人材育成の観点からも活用できる、生産管理や経営改善指標に沿ったパソコン等向けの低価格ソフトの開発を進めることも必要である。

但し、このロボット技術等の活用・推進にあたり、農業機械等の固定費が増加することのないよう、経済界等とも連携した適切なコスト設定を図り、農業所得の増加を実現することが必須の条件となる。

（2）農業機械・生産資材のコスト削減対策強化

①農業機械のコスト低減・部品の共通化の推進【新規】

コスト削減を図るためにも農業機械については、車種・機能を絞った低コストモデルの普及させることが重要である。特に必要な機能を絞り込むに当たっては、ヘビーユーザーたる農業法人の意見を聞く仕組みを構築する必要がある。

また、農作業時間のロスにつながる修理のリードタイムを短縮するためにも、農業機械メーカーの垣根を越えた部品の共通化・標準化を図ることや低価格なレンタル機械の導入などを推進することが必要である。

併せて、農業法人の従業員が農業機械の作業中に事故などに遭わないよう、高齢者や女性が機械等を利用することを踏まえた安全対策や使いやすい農業機械の開発推進が必要である。

②経済界との連携による経営効率向上と先端モデル事業の制度拡充【継続】

農地の分散錯圃の解消・集積を図るとともにコスト削減や経営管理の徹底による効率化、農産物の付加価値向上を図る必要もあり、経済界の技術や知見を農業界に応用することは効果的である。長期的な視点で様々な可能性を有している、農業界と経済界の連携強化を促進するためにも交流会などの開催について国として積極的に支援することが必要である。

現在実施されている、「農業界と経済界の連携による先端モデル農業確立実証事業」については、様々な取り組みを実施するためにも継続的かつ十分な予算を確保することが必要である。また、同事業は、主に生産コストに資するものが支援対象となっていることから、事業の対象として、経営コスト（流通経費等）の削減や農畜産物の付加価値の向上などに資する技術も補助対象として、農業法人の経営改善を図る制度として拡充を行うこと。

③生産資材等のコスト高騰対策と効率化（コスト削減）に向けた取り組み【新規】

規模拡大を進める中で各種機械や施設を活用し、経営の効率化を図ることは必要不可欠となっている。資材については急激な円安、東日本大震災や東京五輪による需要の増加による価格高騰は、農業経営に大きな影響を与えている。

こうした状況にある農業経営において、省エネ型の経営構造への転換を支援するとともに、燃油価格の高騰による経営環境への影響を緩和するセーフティネットを構築し経営の安定を図る措置を講じること。

例えば、地域循環型社会を構築するために、バイオマスや用排水路を活用した再生可能エネルギーの活用を進めることで、エネルギーの地域自給率を向上させるとともに、省エネ型（電力）への転換を図るために支援を充実させることが必要である（提言Ⅴの3の（1）に関連）。

また、肥料・農薬については、大型容器包装、大口注文、早期予約などによる値引きに対応できるように製造・流通段階の合理化を図ることでコスト削減を図ることが必要である。

一方、乾田直播に対応する雑草防除体系、低コスト長期雑草抑制技術等を地域ごとに確立することがコスト削減にも寄与する。こうした技術と肥料・農薬等を適切に組み合わせた栽培技術の構築を図ることが必要であり、試験の諸元を含めた登録データの公開やプロ農業経営者などと連携した実証試験を推進することが必要である。

④物流・保管コスト削減と既存の卸売市場等の有効活用【継続】

冷凍・冷蔵技術や輸送技術の発達によるコールドチェーン構築によって、農業者が消費者の軒先まで農畜産物を輸送することが可能となり、農業者と消費者がつながる産直の取組みが有機農産物等を中心に広がりを見せている。

しかし、燃油価格や資材高騰などによる物流コスト上昇は、商品単価が安価な農畜産物の販売に影響を与えており、こうした産直の取組みの普及の妨げになりかねない。こうした状況にある中で、物流コストの削減を図るための運送業界全体の取組み強化（積載情報の開示と効率的な活用など）を図ることが必要である。特に、大都市から離れている地域は流通コストの高騰は経営に大きな影響を与える。

一方で、安定的な取引を行うためには、安定的な農畜産物を供給することが必要不可欠である。しかし、自然環境の影響を受ける農業の場合、毎年安定的な農産物を供給することは難しい。特に沖縄県等では、台風の被害もあり毎年の生産量が安定しない。こうしたことから、豊作時に一定量を保管し、不作時に保管した農産物を供給しているが、この保管に係るコストは経営に大きな負担となっているのが実態である。

各地方の卸売市場や農業協同組合等では未利用施設が多く存在しており、施設の有効活用を進めることで物流コストや保管料の削減を図る策を講じることが必要である。

提言Ⅱ：耕畜連携による飼料用米の生産振興

1 畜産法人と稲作法人との連携推進【新規】

地域の畜産法人と稲作法人が直接飼料用米等の取引を行う仕組みを構築することで、飼料用米の地域内流通の安定取引体制を整備し、将来的には補助金に依存しないビジネスモデルを構築することが必要である。

そのためにも、畜産・稲作法人同士が直接飼料用米等の取引を行う取組みについて、重点的に支援する施策を実施するべきである。

なお、畜産・稲作法人同士の直接の連携を進める際には、飼料用米の保管場所確保や保管費用をどちらが負担するかという点が課題となっていることから、既存のカントリーエレベーターや施設を有効に活用できるようにすることが必要である。

また、飼料用米については、取引を安定的かつ継続させることが必要不可欠であることから、例えば耕畜連携助成（1.3万円/反）について、複数年契約（3年程度）を締結する場合には、助成単価を加算するなどの措置を検討することで、飼料用米の安定的な生産・流通を確保することが必要である。

2 畜産法人による飼料用米の調達を安定化させるための措置【新規】

畜産法人が飼料用米を積極的に活用するためには、飼料用米の安定供給が不可欠である。

理想としては、地域の畜産法人と稲作法人が直接取引を行うことで飼料用米の需要と供給が一致することが望ましいが、近場に連携できる稲作法人が少なかったり、経営規模の差から畜産法人の望む飼料用米を近隣の稲作法人から十分確保することが困難な場合がある。

畜産法人の場合、飼料の多くを飼料メーカー等から調達しており、飼料用米の活用を推進するためにも、飼料メーカー等に対して安定的・長期的に飼料用米を供給できる仕組みを構築することが必要である。

そのため、備蓄米をこうした飼料メーカー等が優先的に活用できるような措置をとるとともに、飼料用米（主食用多収穫米品種を含む）を回転備蓄等の方法により、年間100万トン程度は安定供給できる仕組みを構築することが必要である。

3 稲作法人の経営安定に資する飼料用米生産基盤確立のための措置【新規】

大規模稲作法人が飼料用米の本作化を図るためには、長期的に安定した政策を実施することが必要である。稲作法人の中には、現在の支援（最大10.5万円/反）がいつまで続くのか、不安に思っており、飼料用米等の作付けを躊躇している経営者もいる。飼料用米の生産については、恒久的な制度とすることが必要である。

また、国民の理解を得ることが前提だが、飼料用米の交付単価については、農業者からも信用できる持続的な仕組みとすることが必要である。

4 飼料用米の生産振興を図る生産・流通システムの構築【新規】

平成26年産より飼料用米等の生産に対し、数量払い（最大10.5万円/反）が導入されたが、飼料用米の需要・供給のマッチング、JA遊休施設の活用を含めた保管方法、効率的な物流の仕組みづくり、配合飼料工場の米の主産地（新潟県や秋田県など）の整備などの体制整備を適切に進めることが重要である。特に飼料用米を普及させるためにも、流通コスト削減（乾粃・地域内流通の促進）、飼料としての利用促進策（畜種毎

の利用技術の開発・啓発)、育種開発(多収性・直播技術の確立)を進めることが必要である。

また、一部地域で、主食用米と専用品種とのコンタミ等の問題から、主食用米と同じ品種の生産を推奨している場合もある。今後、コスト削減や生産性を向上させるためにも飼料用米の専用品種(多収穫米品種)の生産拡大を推進することが必要であり、主食用米との作業・収穫時期が重複しない品種の開発・拡大を図ることが必要である。

併せて、飼料用米の数量確認に検査等を実施しているが、フレコンなどを前提とした仕組みに変更し、検査料の軽減化を図るべきである。

また、飼料用米の流通・保管の仕組みは、主食用米と同様に玄米流通が中心となっているが、飼料用米については養鶏などの場合、粳米を直接給餌することも可能である。特に粳米については、常温での保管や乾燥調製が不要であるなどのコスト削減効果が期待できることから、立毛備蓄等の保管方法も含む技術開発を検討することが必要である。

提言Ⅲ：担い手及び従業員の育成・確保に向けた施策

1 経営の法人化と雇用就農者などの担い手確保に向けた対策【新規】

経営の法人化は社会的信用の高まりや経営継承の円滑化、人材確保などの面からも有効な方法である。今後の農業の担い手として、既存の家族経営で一定の規模を有している経営体に対して法人化を促すことも必要である。

但し、経営の法人化は手段であって目的ではない。より経営感覚の優れたプロ農業経営者を担い手として育成・確保していくことが必要となり、そのためには、経営管理の知識や経営能力を養う必要がある。

一方で、既存の農業法人が従業員の独立支援を果たしている事例も増えている。こうした、のれん分けは、プロ農業経営者などを受け皿として、優れた経営感覚や技術などのノウハウを学ぶことができる点からも有効であり、こうした取り組みへの支援体制を整備することが必要である。

また、のれん分けに対する支援としての出融資に係る税制上の優遇や設立支援を行うなどが必要であり、新たな担い手確保に向けた対策(独立支援策)(提言Ⅶの1と関連)を充実することが必要である。

2 従業員の確保・育成のための施策の実施

(1) 一定基準以上の農業法人等を対象とした農の雇用事業の期間延長【継続】

農の雇用事業の内、対象期間を最長4年間とする法人独立支援タイプが新設されたことで、担い手としての農業法人等の設立・育成の推進が図られることが考えられる。

一方、全ての新規就農者が独立を希望するわけではなく、正社員として対象期間(現行2年)経過後も受入法人で働き続けることでキャリア形成を図ることを望む者もいる。農業で肉用牛や稲作など農産物の生産サイクルが長い場合の技術の習得には長期間の経験を積む必要があり、各経営において中堅職員として一定のキャリア形成を図るためには少なくとも5年程度の期間が必要である。

こうしたことから、農の雇用事業について、従業員の定着率が高い法人経営や人材育成を体系化し、経営管理を徹底するなど一定基準をクリアしたプロ農業経営者に対しては、農の雇用事業の制度拡充(研修期間2年⇒5年・交付単価増額など)を図ること。

(2) 人材育成・キャリア形成を促す仕組みの構築

①従業員のキャリア形成と階層別の研修体制の整備【新規】

農業法人の場合、経営規模から1法人では体系的な研修が困難な場合がある。こうしたことから、従業員育成を農業法人等が共同・連携して行うような取組みを促進することが必要である。併せて、経営管理層となるべき後継者や従業員のキャリア形成、階層別（①経営者・後継者、②農場長・マネージャー、③従業員）に育成するプログラムを整備することが必要である。特に中堅職員（就職後5年前後）の従業員に対しての研修（Off-JTなど）を実施することが必要である。

また、近年は農作業の機械化が進むと同時にその操作技術を習得することが経営効率を向上させるためにも必要不可欠となっている。こうしたことから、機械等の操作技術を数段階（初歩～高度）に分けた研修会等を業界団体と連携し、各地で実施できる体制を整備することが必要である。

また、従業員が経営管理や6次産業化に関する技能を習得し、目標を持ってキャリアアップを図れるようにするため、「農業技術検定」の見直しや「6次産業化プロデューサー」の認定制度を含めて新たな仕組みを創設すること。

②従業員の定着を図るための雇用環境整備と支援策の充実【新規】

安定的な労働力を確保するためにも法人に従業員が定着することが必要である。一方、設立間もない農業法人や小規模農業法人等の経営者は、雇用・被雇用の経験が少なく、従業員を指導・教育するための理解が十分でない場合がある。

全国農業会議所が実施した調査結果²⁾では、従業員が離職を考える理由として、「給与額が低い」という回答がもっとも多く、次いで、「人間関係が上手く行かない」や「勤務先に将来性が見いだせない」という回答が多いという結果であった。人間関係や勤務先の将来性といった回答が多い理由として、経営者と従業員間のコミュニケーション不足や従業員が自らのキャリアプランをイメージしにくい環境があるものと考えられる。こうした点からも、就業前に経営者と従業員の意識の違いを縮小させるとともに、就業後の従業員の人材育成を体系立てて行うことが必要であり、法人の雇用環境の整備（社会保険の加入、福利厚生・人事制度の充実など）を図るための支援策を充実させることで、従業員の定着を図ることが必要である。

併せて、従業員の定着を図るためには、経営者の意識改革が必要不可欠であることから、経営者を対象とした研修制度を整備する必要がある。

③農業法人等の正社員の位置付けの明確化【継続】

国は政策として農業法人の増加（5万法人）を掲げて施設整備事業を進めようとしているが、「強い農業づくり交付金」などの（原則）5戸要件の基準をクリアすることが事業活用のネックとなる場合がある。

こうした農業法人が補助事業採択要件で不利な立場に置かれている現状を改善し、農業協同組合や個人で実施する場合とのイコールフットィングを実現するため、常勤で5年以上継続して農業法人等に勤務する正社員を1人（1戸）の農業者としてカウントし、地域の農業振興と雇用を担っているプロ農業経営者（農業法人）にも各種制度が活用しやすくすること。

併せて、法人構成員となっている農業者についても（原則）5戸要件の基準をどのように適用しているのか国の見解を都道府県・市町村・農業者に示すことを求める。

なお、強い農業づくり交付金については、一時期予算枠が削減されたこともあり、順番待ちや満額の交付金を確保できないという声が聞かれる。十分な予算枠を確保した上で、地域のプロ農業経営者等が有効に活用できることが必要である。

(3) 労働安全衛生教育の徹底による農作業事故の予防【新規】

農作業事故死は他産業の死亡事故数等が低下傾向にある中、ほぼ横ばいの状況である。農業経営を健全に継続していくためにも、農作業事故の防止に対する取組みを行うことが必要である。

農作業事故防止のためには、リスクアセスメント手法の導入、研修体制や啓発活動の手法の見直し、安全性の高い農業機械の開発と普及など、より実効性のある農作業安全対策を推進することが必要不可欠である。

当協会会員を対象としたアンケート調査³⁾においても、会員の49%が農作業事故を経験している。今後法人経営の増加や規模拡大が進むことが見込まれている中で、法人経営ほど従業員に行き届く安全管理体制が求められる。

こうしたことから、農業法人の従業員を対象とした労働安全・衛生管理に関わる教育や実践的な農業経営・栽培技術や大型機械の免許取得など、従業員の資質向上に資する研修会の開催について支援を行うことが必要である。

3 認定農業者制度の見直しについて

(1) 認定農業者制度の再認定基準の厳格化【継続】

新たな食料・農業・農村基本計画において、効率的かつ安定的な農業経営として、認定農業者等が位置付けられた。この認定農業者等には、農業法人等で自立した経営や人材・後継者育成、地域貢献等を適切に行う経営体を認定していくことが必要である。

そのため、認定農業者については、農業経営改善計画の更新の際に経営意欲や技術力、人材育成、地域貢献等の目標を追加し、「新たな農業経営指標」を活用した効果的な経営発展を促す仕組みに見直すことで、経営感覚に優れた担い手を再認定するように基準を厳格にすること。

(2) 都道府県・市町村域を超えたプロ農業経営者の認定制度創設【継続】

経営規模の拡大や農場の分散により、市町村や都道府県域を越えて事業を行うプロ農業経営者は今後も増加していくことが見込まれる⁴⁾。

そのため、市町村単位の認定農業者制度に加え、都道府県認定や国認定などの制度を新設した上で、都道府県・国の認定を受けたプロ農業経営者には、国庫補助事業（強い農業づくり交付金）等の採択要件を緩和することや補助率を引き上げるなどの措置を講じることで、大規模経営の育成・支援を図り、構造改革を推進することが必要である。

4 外国人技能実習制度の拡充による国際貢献【継続】

農業現場では、外国人技能実習生は貴重な戦力となっている。

今般、外国人技能実習制度について受入期間が3年から5年に延長される見込みであるが、一方で、惣菜製造業が技能実習2号の移行対象業種として追加されたことから、農業界で十分な実習生を受け入れることが困難になることも想定される。こうしたことから、農業界全体で連携した上で、外国人技能実習生の確保を行うことが必要である。

併せて、現行の技能実習制度は、企業の常勤職員数の制限を有しているが、日本の優れた農業技術を途上国等により普及させるためにも、企業ごとの受入人数枠の範囲を拡大することが必要である。

また、外国人技能実習制度は近隣に管理団体などがない場合、農業法人等で実習生を受け入れることは困難である。こうした、外国人技能実習生の受入れ意向があり、教育・研修や経営管理を徹底しているなど、一定基準クリアした農業法人等が実習生を受け入れられる仕組みを構築することが必要である。

提言Ⅳ：経営所得安定対策と営農類型別の施策

1 新たな経営所得安定対策としての収入保険制度の制度設計について

(1) コスト増加と内外価格差拡大時の影響緩和措置の構築【継続】

個別経営体の収入に着目した収入保険制度は、農業者のセーフティネットとして有益な役割を果たす可能性がある。しかし、収入という着眼点だけでは資材高騰などによるコスト増加や輸入農畜産物との急激な価格差拡大時に対応しきれず、岩盤対策としては十分機能しない可能性もある。コスト増加や輸入農畜産物との急激な価格差拡大時の対策も併せて検討することが必要である。

なお、生命産業と言われている農業の維持を図るためには、農家だけの負担ではなく、国民にも十分な負担を求めることが必要であり、国は収入保険の設計に当たり、十分な拠出金を捻出するべきである。

(2) 提出書類・保険金の試算簡素化とプロ農業経営者の意見反映【新規】

法人経営の税務申告は、決算期日の2ヵ月後に実施するのが一般的である。収入保険制度は、税務申告を実施してから保険金額等を算出することになるため、保険金を実際に受け取るまでにタイムラグが生じる可能性が高い。

経営を多角化している場合、経理書類等の提出が煩雑になることが見込まれることから、提出する書類は税務申告に必要な書類等で対応できるような仕組みを検討することが必要である。また、収入保険制度の検討と同時に、制度が本格的にスタートする前にペーパーレスの電子申告等（オンラインの活用など）できるシステムを構築することで、手続きの簡素化・迅速化を促すことが必要である。

一方で、保険金を受け取るまでにタイムラグが発生することから、資金繰りを確保するための短期的な資金調達等を検討することも必要となる。その場合、簡易な試算等により、具体的に自社の場合、どの程度の保険金額を受領することが見込まれるのか経営者が容易に把握できる仕組みとし、保険金を受領するまでの資金繰り等の調達を円滑に行えるようにすること。

なお、今後の収入保険制度を検討するにあたっては、プロ農業経営者の経営実態や意見を十分把握し、対象となる営農類型や事業などの制度設計に反映させるような仕組みとすること。

2 営農類型別の経営対策

(1) 稲作・畑作経営に関する対策

①生産調整の見直しについて【継続】

平成30年産を目途に生産調整を見直し、国は需給情報等の公開を徹底的に行うこととされている。こうした食料を安定的に生産するためにも、経営感覚の優れたプロ農業経営者の育成・確保と農地集積・規模拡大により、経営効率の向上を図り、自立した農業経営を確立させることが必要となる。

但し、急激な変化は、大規模経営ほど、経営に大きな影響がおよぼされることから、生産調整の見直しの議論の際には、非主食用米の本作化など長期的（10年以上）な視点での施策が担保されることが必要である。

②主食用米の安定取引確保に向けた価格形成【新規】

JAの概算金については、作況等が固まる前の初夏に金額が確定し、市場価格にも大きな影響を及ぼしている。その価格の決定方法は農業者や消費者に分かりやすく透明性の高いものとする必要がある。こうした中、主食用米の現物市場のあり方や複数年契約・播種前契約等の拡大について、具体的に検討することが必要である。

また、現在の玄米の検査規格による等級は、JA等へ販売する際の価格に影響するが、小売店等で消費者に販売される際には、こうした等級が反映されていないのが実態である。こうした等級などについては、消費者に分かりやすく表示することでその仕組みを活かすことを検討するべきである。

③ナラシ対策の「標準的収入」の仕組みの改正【新規】

米・畑作物の収入減少影響緩和対策（ナラシ対策）については、一部の都道府県を除き、「標準的収入額」は、県下一律の金額が設定される。しかし、中山間地域などは十分な収量を確保することは困難であり、実態として「標準的収入額」と開きがあると認識している。

例えば、収入保険制度（提言Ⅳの1）で集計した決算書類等の数値を活用し、中山間地域を配慮した2本立ての「標準的収入額」を設定するなど、地域の実態に併せた仕組みを検討することが必要である。

（2）野菜・花卉・施設型経営に関する対策

①野菜作経営に対する経営安定対策【継続】

現状の経営安定対策は稲作等に注力した制度となっており、施設型経営（野菜・果樹・きのこなど）には十分な施策が打たれているとは言い難い。

こうした中、既存の制度として、野菜価格安定制度（契約野菜安定供給事業）が措置されているが、都道府県の予算措置が無ければ事業に参加できない。また、対象は14品目に限定されていることから、対象品目を拡大（ブロッコリーなどの野菜・ミカンなどの果樹・きのこなど）すること。

なお、自然災害などの影響を受けにくい施設栽培については、安定的な食料供給という観点からもハウス等の設備投資・栽培に対する支援を強化することも必要である。

②花卉経営に対する経営安定対策【新規】

花卉経営では、農地や施設を維持し、地域に根差した経営を行うことで雇用を担い、景観保全等の多面的・公益機能を発揮している。

また、新たに策定された基本計画においても、「食料自給力」という指標が示されている。食料自給力の維持という観点からも農地を農地として活用している花卉生産の農業者も重要な存在として位置付け、日本の食料の潜在的な供給力を維持・発展させることが必要である。

一方で、切り花を中心に、花卉の輸入は拡大しており、国内における生産環境は厳しさを増している。こうした、輸入花卉を扱う理由として、価格や安定した量の確保といった点が考えられるが、特に輸入品と競合する品目（キク、バラ、カーネーションの切り花）の国内生産者にとって脅威となっている。

資材価格の上昇も見られ、生産コストを押し上げており、今後国内の魅力のある花卉経営を確立するためにも生産コストの削減に向けて技術開発を一層推進することが必要である。

併せて、国産花卉の消費拡大に向けて需要喚起なども強力に進めることが必要である。

（3）果樹・薬用作物経営に関する対策

①果樹経営に対する経営安定対策【新規】

本年度以降、国が行う改植支援事業等の果樹経営支援対策事業は、新たな産地計画を策定した産地が対象となる。果樹改植事業については、経営安定に寄与しており、事業を継続させるとともに、産地計画策定に当たっては地元のプロ農業経営者等の意見を

十分に加味した仕組みとすることが必要である。特に果樹は未収穫期間等が長期に及び農作業も手作業が中心と労働集約型であることから、きめ細やか支援措置が必要となる。

また、国はリンゴや柑橘類、イチゴなどの果物輸出促進を図る目標を立てている。輸出促進という観点からも果樹の産地間連携を推進し、周年供給体制を整備することが必要である（提言Ⅰの４の（１）と関連）。

②薬用作物に対する経営安定対策【継続】

国は、医福食農連携の一環として、漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物の生産量拡大を政策目標に掲げ、産地形成等の取組みの支援を開始した（薬用作物等地域特産作物産地確立支援事業など）。現在、漢方製剤・生薬の原料となる薬用作物は、８割以上を中国からの輸入に依存しており、国内生産の振興や耕作放棄地の活用により、中山間地域の活性化につながる可能性を有している。

今後、こうした取組みをより推進するためにも、薬用作物等を生産する農業者の経営安定対策等を構築し、安定した生産が行える基盤を整備することが必要である。

（４）畜産経営に関する対策

①配合飼料安定基金と畜産関連の経営安定対策の抜本的見直し【継続】

近年の飼料価格の高騰・高止まりの影響により、各配合飼料安定基金は大幅な債務超過⁵⁾に陥るなど、制度の継続に大きな支障が生じている。飼料用米の需給マッチング、耕畜連携の推進策など、長期的な視点に立ち、既存の畜種別の経営安定対策の抜本的な見直しを含む制度の改正を行うべきである。

②自給飼料基盤の構築【継続】

飼料生産の基盤を整備するためには、飼料用米だけに特化するのではなく、実需と結びついたWCSや飼料用作物（子実トウモロコシなど）への支援策も拡充し、需給バランスのとれた生産・供給体制を整備することが必要である。

特にWCSの場合、数量の計量が困難であることを理由として、飼料用米の数量払いの対象外となっている。しかし、実需と密接に結び付いた取組みであるWCSは、産地交付金の加工用米の複数年契約と同じように長期契約に基づく生産・販売を行っている場合には飼料用米と同等の支援が受けられるなど、政策的な支援を行うこと。

提言Ⅴ：震災復興と災害対策の充実

1 東日本大震災からの震災復興の推進

（１）農業振興に係る復興対策の推進と特例措置の延長

①農業振興に係る復興対策の更なる推進【継続】

東日本大震災による津波被害により、沿岸部の防風林や農地等は甚大な被害を受けた。こうした被害に対し、国の基盤整備事業等を通じて、区画整理が進んでいるが塩害対策や防風林の整備等をさらに加速化させ、農業生産基盤を強化することが必要である。

なお、被災した水田等の基盤整備で区画等は整備されたものの、一部の水田では排水が上手く行かないという声が聞かれる。きめ細やかに地域の実態について確認した上で、暗渠排水整備を再度実施するなど、汎用化水田となるような整備をより進めることが必要である。

また、被災地では複数の農業者が結集し、協業化・組織化が進んでいる地域もあり、

今後地域の担い手となるこうした農業法人等の育成を支援する施策を充実させることが必要である。

②東日本大震災の特例制度等の期限延長【新規】

東日本大震災については、発生から4年が経過したが、いまだに多くの地域で復興は道半であり、速やかな復旧・復興のために必要な資金を円滑に調達することは必要不可欠である。

こうした中、日本政策金融公庫の東日本大震災に関する特例措置（実質無担保・無保証、実質無利子など）は、平成27年度までが措置の対象となっている。未だに、東日本大震災（原発事故を含む）の影響を受けるなど、復旧・復興が道半ばの農業法人など、真に支援の必要な経営体に対しては、特例措置を延長することが必要である。

（2）原子力発電所事故の風評被害等の払拭と農地等の有効活用

①東京電力に対する指導徹底と風評被害払拭のための取組み【継続】

韓国や台湾といった近隣諸国が日本産の農畜産物等の輸入に制限をかけるなど、東日本大震災の発生後、4年を経過してもなお放射性物質に対するマイナスなイメージが定着している。こうした問題について、国のトップセールスによる国内外への情報発信を積極的に行い、早急な事態収拾に向かわなければ我が国が誇るジャパンプランドへの信頼は大きく失墜し、農業経営者の経営努力や従業員の労働意欲は大きく損なわれる。農産物の放射能検査については、農業者が負担する仕組みではなく国の責務として適切な支援を行うべきである。

また、東京電力福島第一原発については、いまだ杜撰な管理体制等がマスコミ報道等によって明らかになり、住民の健康不安や農業の風評被害を助長するなど、国民を苦しめ続けている。

さらに、原発の営業補償については、平成28年2月までに廃止を検討していたことが一部マスコミ報道等で明らかになるなど現場で不安に思っている農業者が多くいる。まだまだ復興は、進んでいないなかで、補償期限だけが先行して設定されることは望ましくない。

原子力発電所事故の風評被害問題に対し、安全性に関する正しい知識の啓蒙と情報発信を行うなど、被害の防止へ向けた継続的な対策を行うこと。また、国の責務で風評被害の地域が拡大しないような措置をとることが必要である。

②実証実験フィールドとしての除染農地の有効活用【新規】

福島県を中心として各地で多額の費用を投入して農地の除染作業が進められている。

除染された農地であったとしても、そこで生産された農産物は、“福島県産”と表示されることになる。しかし、農地を除染したからといってすぐにこうした影響（風評被害）がなくなるわけではない。

こうして除染した農地については、当面の販売等は風評被害等により不利にならないを得ないことから、「ロボット新戦略」（ロボット革命実現会議）等の実証実験フィールドとして活用することも検討するべきである。

2 災害等の発生時における迅速な対応【継続】

近年はゲリラ豪雨や豪雪といった自然災害が多発しており、気候の影響を受ける農業を営む上では経営リスクは増加している。こうした中で、地域の農業者が安心して営農を継続できるような災害時の支援措置を構築することが必要である。

平成25年11月以降の豪雪対策については、経営体育成支援事業の運用緩和や国庫

補助率の引き上げが行われており、今後もこうした支援策を講じることで農業者が安心して営農を継続できるようにすること。

また、局地的な豪雨等により、被害を受けた者が限られる場合には復旧支援等が十分に活用できない場合がある。近年のゲリラ豪雨等による局地的な災害の発生に対してもその被害の状況等を勘案した支援対策等を実施することが必要である。

併せて、災害対策については、迅速な復旧・復興を果たすためにも申請書類の簡素化や地方行政に対するきめ細やかな指導を徹底する必要がある。

提言VI：地方創生の実現に向けた地域政策の実施

1 農の公益機能の位置付け明確化—農業・農村は国民共有の財産—【継続】

農業者は農産物の生産・販売を行い、生計を立てているが、一方で農産物を生産することにより、国土保全・水源涵養・自然景観保全など、金銭にはつながらないさまざまな公益機能を発揮させている。国として、この農業・農村の持つ公益機能は国民共有の財産として位置付けるべきである。

しかし、経済性を重視した結果、中山間地域等の過疎化進行、耕作放棄地の増加といった問題が生じており、これまで農業者が無償で担ってきた公益機能を維持することは困難な状況となっている。こうした農業・農村は国民共有の財産であり、中山間地域等の維持を図るための地域政策については、若者をいかに定着させ地域集落や文化を保全していくかという視点を考慮した政策の実施が必要である。

こうした公益機能については、国民で議論を行い省庁横断的な制度設計を行うことが必要である。国民的な議論を通じて、農業者が公益機能を維持するための正当な報酬を受け取れる仕組みを構築すると共に、農の公益機能を国民に対して周知・啓発を図る必要がある。

2 日本型直接支払制度の見直しと優良事例の横展開【継続】

新たに創設された日本型直接支払（多面的機能支払）については、恒久法として法制化したことから、今後安定的に運営されるものと考ええる。

地域によっては集落の太宗を1戸の農業法人等が耕作している場合もあることから、日本型直接支払制度の交付要件として実際に役務を提供した農業法人等に適切な対価が支払われる仕組みとすることが必要である。

また、財政・窓口のマンパワー不足などにより新たな制度を十分に活用できていない市町村も存在している。こうした市町村等の財政負担等を軽減化させるためにも、国は定額助成（国庫100%）による交付を行うことも必要である。

一方で、制度の浸透が十分でないことから、報告等の手続きが煩雑になっている地域がある。農業法人等が活用できる仕組みとして書類の作成や提出に関してはできるだけ簡素化するよう更なる改善が必要である。

なお、交付対象が共同活動となっているが、農地を適切に維持・管理し、農の多面的・公益機能を維持するという目的を達成するために、地域の合意の下、草刈り等の作業期間を決定し、耕作面積と畦畔率から計算した面積に対して農地維持支払の一部を支払うなどの柔軟な運用を実施している地域も存在している。こうした各地域の取組みについても横展開を図り、各地域で有効に事業が遂行できるようにすることが必要である。

3 地域エネルギー自給率向上と資源循環型社会の構築

(1) 地域資源の活用による地域エネルギー自給率向上【新規】

「農山漁村における再生可能エネルギー導入のあり方に関する検討会報告書」（平成27年3月）が公表され、この中でも農村には森林資源を中心としたバイオマスや河川などの資源が豊富にあることが記されている。

現在の農業において、生産過程で農業機械などを活用することは必須であり、化石燃料なしでの農業生産は成り立たない状態である。こうした、農業者が薪や家畜の糞尿を活用したバイオマス、水力といった地域の資源を有効に活用するための新技術開発を促進し、自ら使うエネルギーを生産して、消費するような仕組みを推進することが必要である。

そのためにも、再生可能エネルギーの活用推進（小水力発電への取組み推進などのための電気事業の制限撤廃や水利権の緩和など）や地域のエネルギー自給率目標を策定するなどの措置が必要である。特に化石燃料などの外部資源に依存せず、少なくとも地域エネルギー自給率を50%程度まで上げるような地域政策を推進することが必要である。

一方で、地域資源を有効に活用することが可能な有機農業などを中心とした環境保全型農業である。このような観点から、持続可能な有機農業などを推進し、地域循環型の社会を構築することが必要である（提言Ⅰの6の（2）の③と関連）。

(2) 持続可能な地域社会の構築と鳥獣被害対策等の推進【新規】

持続可能な社会を形成するためには、地域の農業法人が中心となり、それぞれが適切な役割分担を担うことが必要である。特に、農業法人や集落営農組織等は地域の農業生産の中心的役割を担っており、今後もその役割は大きくなることを見込まれている。

一方で、農業法人等以外に地域には多様な農業者（兼業農家等）が存在している。持続可能な地域社会を構築するためにも、農業法人等と多様な農業者の共同による地域資源の活用・鳥獣被害等の予防対策（モンキードック活用、電気柵の設置など）を実施することが必要であり、こうした取組みを推進することが重要である。

例えば、農地や山林の面積等からその地域における資源から循環可能な家畜頭数等を適切に飼養するなど、地域全体で資源循環に着目した有畜複合経営を構築することも必要である。

4 都市農業振興基本法による都市農業の振興【継続】

都市農業の重要性を明確に位置づけ、安定かつ継続的な都市農業を継続させることを目的とした都市農業振興基本法が制定された。

この基本法は、都市の的確な土地利用計画の策定や必要な税制上の措置を実施すべきことを基本的施策として提示している。こうした施策については、市街化区域内の農地、農業用施設用地、屋敷林等について、緑地を保全すべき土地として明確に位置づけ、規制と振興策の両面からその対策を講じることが必要である。

具体的には生産緑地制度の下限面積（500㎡）の撤廃や対象範囲に農業関連の屋敷林等を追加するなど、現行の生産緑地の対象範囲を拡大し、農林水産省と国土交通省などの関係省庁が連携して取組みを推進することが必要である。

5 健全な農村コミュニティの構築と地域振興の専門家派遣【新規】

健全な農村コミュニティ構築のためにも、農業分野のみに捉われず、医療・福祉・教育・観光などの様々な分野が連携し、関係する各省庁や地方公共団体、団体・組織が施策を推進することが必要である。そのための省庁間の横串さす取組みが地方創生には必要不可欠である。

また、農業と農村地域の維持発展のためには、担い手農業者のみならず、地域内の住民が一体となって農地を守る活動が必要である。地域住民が全員参加する仕組みを構築することも必要である。

なお、内発的な地域発展を図るためにも、各市町村等に長期的な支援を行うアドバイザー等の専門家を派遣する仕組みを構築することが必要である。

提言Ⅶ：経営の法人化推進と経営継承対策の促進・支援組織の機能強化

1 法人設立の支援体制の強化とプロ農業経営者の活用

(1) 法人設立相談窓口設置・全国農業経営支援ネットワークの立ち上げ【継続】

政府は、平成25年の日本再興戦略において、農業法人の数を今後10年間で5万人とすることを政策目標としている。

今後、政策目標を達成に向けて、個人経営体に対して、法人化の有利性をアピールする機会を増やし、法人設立の支援を行うことが出来る専門員を各都道府県に配置し、例えば窓口で簡素な税務申告の支援を行うことが出来るだけの体制を整備することが必要である。

一方、当協会の活動などに賛同するサポーターとして、賛助会員やアグリサポート倶楽部会員がいる。今後、こうした経済界等のサポーターと連携し、全国農業経営支援ネットワーク（仮称）を立ち上げることで、経営感覚に優れた農業法人等の育成・確保を推進することが必要である。

また、当協会は実践的で貴重な経験を有しているプロ農業経営者や経済界等のサポーターなどが会員として入会している。今後、こうしたプロ農業経営者等を法人設立や設立後間もない経営体などに派遣する制度を創設することで、農業法人設立・6次産業化の推進を図ることが必要である。

(2) 法人設立初期の経営支援策と大規模農家への育成【継続】

農業経営の法人化を行った場合、個人経営の際には発生しない社会保障等の管理コストが増加する。特に法人化初期については管理コストの増加をきちんと認識した上で事業計画を策定すること必要があり、法人設立に係る啓発資料及び相談窓口での対応は、こうした実態を踏まえたものでなければならない。

今後、農業法人の育成・定着を図るためにも設立初期（5年程度）の経営体への支援（助成・税制面の優遇措置など）制度や低利な運転資金の調達を可能とする仕組みを創設することが必要である。

また、小規模から大規模経営に規模拡大を進める場合、農業法人ごとに抱える課題は異なることから、きめ細やかなアドバイスを実施できる専門家等を派遣する仕組みを構築することが必要である。

2 農業経営継承支援策の充実【新規】

農業経営を円滑に継承するためにも経営を法人化することは有効な手段である。当協会会員の農業法人経営者の年齢は高まってきており⁶⁾、後継者不足から事業の縮小、廃業などの増加が懸念されている。今後、地域の農地等を守る経営体として、持続性のある経営体を育成することが必要であり、法人の後継者育成は喫緊の課題である。

こうした経営継承を行う場合、後継者育成のためにも様々な業務を経験させることが望ましい。しかし、農業では限られた人員や業務の中で組織構成や人事配置を工夫することは困難であり、社内だけで経営者としての教育・訓練等を行うことは難しい⁷⁾。

また、直系親族などの明確な後継者がいない場合、農業法人の従業員等を経営者とし

て育成するためには、従業員の選定・育成を長期的な視点で行うことが必要である。

したがって、法人設立の窓口（提言Ⅶの1）と連携した窓口を都道府県単位に1つは設置することで農業法人等の事業継承を円滑に行える体制を整備する必要がある。

3 法人の経営再建・再生とM&A対策

（1）経営再建・再生とM&Aに対応する相談窓口の設置【新規】

農業経営を法人化したからといって全ての経営が永続的に事業を継続できるわけではない。農業法人が経営破綻すれば、地域農業に及ぼす影響は大きく、経営継承と同様に経営再建や企業の合併（M&A）などについても、その取組みを円滑に行えるような仕組みを構築するべきである。

現在、地域で中小企業等を中心とした事業再生を行っている中小企業再生支援協議会に農業法人の再生を支援してもらうことは、ケースによって可能であるが、支援対象が中小企業者に限定されており、農業協同組合法に基づく農事組合法人などは対象外となっている。

また、中小企業再生支援協議会では農業法人の再生支援に関して十分なノウハウが蓄積されていないことから、農業分野における、事業再生、経営改善を支援する公的なワンストップ相談窓口（利害調整のプラットフォームを兼ねる）を少なくとも全国に1か所設置すること。このワンストップ相談窓口において、農業分野の円滑な事業再生支援を実施し、他の中小企業と同等の支援が実施できる体制を整備するとともに、経営再建・再生とM&Aを促進するための経営支援対策を実施することが必要である。

なお、これまでの経営破綻した農業法人等の事例を整理した上で、失敗例等を吟味した支援や施策の実施を行うことが重要である。

（2）「ベンチャー投資促進税制」の拡充による再建・再生投資促進【新規】

特に畜産経営においては、既存の施設が一度無くなると再度営農地を確保することは困難となっている。また、経営破綻に陥る前に経営資源を有効活用した上で、優良な同業他社が支援する仕組みを構築することは、農業の経営確立・産業化にも寄与する。

平成26年度の税制改正により、ベンチャーファンドを通じて、ベンチャー企業へ投資した企業について、損失準備金として出資額を損金算入できる、「ベンチャー投資促進税制」が創設されている。同制度は、ファンド組成した上で、ベンチャー企業に投資する仕組みであるが、経営再建・再生を目的とした場合、生産技術やノウハウを同業他社等が直接投資することが効果的である。こうしたことから、経営再建・再生を目的に同業他社が直接出資した場合に、その出資額の積立ても可能とするよう制度の拡充が必要である。

なお、経営再建・再生が目的とした仕組みであり、よりリスクの高い投資となることから、出資額はベンチャー投資促進税制の上限80%ではなく、100%の積み立てを可能とすべきである。

【脚注】

- 1) 『食料・農業・農村白書』（2010年度）によれば、全農業経営体の内、家族経営体約98%、農業法人等の組織経営体2%であるのに対して、農業産出額は家族経営体約72%、農業法人等の組織経営体が28%と推計されている。
- 2) 全国農業会議所が実施した、「2010年度 農業法人等の雇用の実態と改善の記録」（2011年）によれば、農業法人の従業員等の離職を意識する理由（上位3項目）について、1位にあげられている項目を上位からみると、「給与額が低い」23.4%、「人間関係がうまくいかない」11.4%、「勤務先に将来

性を見いだせない」10.7%という結果であった。

- 3) 当協会が2014年に東京農業大学と共同で実施した、「農業法人の農業労災予防に関する実態調査」によると、会員の49%（回収率21.3%）が農作業事故等の経験している。
- 4) 当協会が2012年に実施したアンケート調査（回収率51%）では、農業経営の範囲が市町村域を超えている会員は85法人等（内、都道府県を超えている会員は19法人等）存在している。その中で、農業経営改善計画の認定を複数市町村で受けている会員は42法人等（同10法人等）存在している。
- 5) 配合飼料安定基金の債務超過額（3基金合計）は▲914億円（H26/3末）となっている。
- 6) 当協会の調査（会員基礎調査等）では、経営者の年齢は51.5歳（2000年）から56.7歳（2012年）へと変化しており、今後こうした傾向が続くことが懸念される。
- 7) 当協会が2013年に実施したアンケート調査（回収率48.7%）では役員に対する研修・教育として最も有効な方法は、「研修・教育機関における研修」56.5%が回答している。

【新規】平成27年度新たに要望する事項

【継続】過去に同様の政策提言等を実施している事項

公益社団法人日本農業法人協会 政策提言委員

(平成 27 年 6 月 17 日現在)

委員長 近藤 一海 長 崎 (農) ながさき南部生産組合

副委員長 野島五兵衛 大 阪 (有) 杉農園

副委員長 吉川 幸人 熊 本 青紫蘇農場 (株)

堀江 英一 北海道 (株) もち米の里ふうれん特産館

郷右近秀俊 宮 城 (有) 大郷グリーンファーマーズ

須藤 泰人 群 馬 (有) ロマンチックデーリィファーム

飯野 公一 山 梨 アイアンドアイフルーツグローヴズ, LTD

柄澤 和久 新 潟 (株) 千手

土井 晃 和歌山 (有) 夢クラブ泉源

竹下 正幸 島 根 (有) 旭養鶏舎

吉弘 昌昭 広 島 (農) ファームおだ

小田々智徳 高 知 (有) 大地と自然の恵み

井手 正宏 福 岡 (農) 大木しめじセンター

山川 良勝 沖 縄 (有) 勝山シークワサー



公益社団法人日本農業法人協会

<http://www.hojin.or.jp> nogyo@hojin.or.jp

〒102-0084 東京都千代田区二番町 9-8 中央労働基準協会ビル 1